（業務実績等報告書に関する経過措置）

第五条　国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）の解散の日の前日を含む事業年度（附則第十条において「センターの最終事業年度」という。）及び中長期目標の期間に係る業務の実績に関する評価については、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号。以下「高度専門医療国立研究開発法人省令」という。）第五条の規定は、なおその効力を有する。

（財務諸表等に関する経過措置）

第六条　機構が法附則第十六条第七項の規定により行う、国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る独立行政法人通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、高度専門医療国立研究開発法人省令第十条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。

（承継時の償却資産に関する経過措置）

第七条　法附則第十二条第二項及び第十七条第一項の規定により政府から出資があったものとされた償却資産については、第二十六条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

（内部組織に係る経過措置）

第八条　法附則第二十条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下この条及び次条において「附則準用通則法」という。）第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧国立国際医療研究センター（法附則第十六条第一項の規定により解散した国立国際医療研究センターをいう。以下この条において同じ。）の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、旧国立国際医療研究センターの理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「解散時内部組織」という。）であって、附則準用通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者（離職後二年を経過した者を除く。以下この条において「再就職者」という。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　法の施行の日の前日前に存していた解散時内部組織において当該再就職者が行っていた業務を、当該再就職者の離職後、他の解散時内部組織に在職する者が行っていた場合における前項の規定の適用については、当該他の解散時内部組織について、当該再就職者が離職前五年間に当該解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3　附則準用通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、現に存する機構の理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（管理又は監督の地位に関する経過措置）

第九条　附則準用通則法第五十条の六第二号に規定する管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に関する経過措置）

第十条　令附則第十条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

一　センターの最終事業年度の事業年度末の貸借対照表

二　センターの最終事業年度の損益計算書

三　センターの最終事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

（国立感染症研究所に係る家畜伝染病予防法施行規則の適用に関する経過措置）

第十一条　機構の成立前に家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三条第四号、第二十三条第五号、第二十六条の二第五号、第二十八条第五号、第二十九条第五号、第三十一条第五号又は第三十三条第五号の規定により国立感染症研究所について国に対してした指定であって、法附則第十二条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、家畜伝染病予防法施行規則のこれらの規定により機構に対してした指定とみなす。

（国立感染症研究所に係る感染症法施行規則等の適用に関する経過措置）

第十二条　機構の成立前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の四十四第一項の規定により国立感染症研究所がした申出、同条第五項の規定により国立感染症研究所が受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立感染症研究所がした提出、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の九第一項の規定により国立感染症研究所がした申出、同条第五項の規定により国立感染症研究所が受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立感染症研究所がした提出又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項の規定により国立感染症研究所がした申出、同条第五項の規定により国立感染症研究所が受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立感染症研究所がした提出であって、法附則第十二条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構がした申出、機構が受けた通知又は機構がした提出とみなす。

（国立看護大学校に対して行った認定に関する経過措置）

第十三条　独立行政法人大学評価・学位授与機構が国立国際医療研究センターの国立看護大学校（国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する施設をいう。以下この条において「センターの国立看護大学校」という。）に置かれる課程に対して行った学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第二項の認定（高度専門医療国立研究開発法人省令附則第三条の規定によりセンターの国立看護大学校に対してした認定とみなされたものを含む。）は、機構の成立後は、学位規則第六条第二項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構が機構の国立看護大学校（法第二十三条第一項第十二号に規定する施設をいう。）に置かれる課程に対して行ったものとみなす。

（労働者災害補償保険法施行規則の適用に関する経過措置）

第十四条　機構の成立前に労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十一条第一項の規定により国立国際医療研究センターに対してした指定（高度専門医療国立研究開発法人省令附則第四条の規定により国立国際医療研究センターに対してした指定とみなされたものを含む。）については、機構の成立後は、同項の規定により機構に対してした指定とみなす。

（国立国際医療研究センターに係る感染症法施行規則等の適用に関する経過措置）

第十五条　機構の成立前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十四第一項の規定により国立国際医療研究センターがした申出、同条第五項の規定により国立国際医療研究センターが受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立国際医療研究センターがした提出、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の九第一項の規定により国立国際医療研究センターがした申出、同条第五項の規定により国立国際医療研究センターが受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立国際医療研究センターがした提出であって、法附則第十六条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構がした申出、機構が受けた通知又は機構がした提出とみなす。